

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月27日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第2号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和57年岩手県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 雑則（第29条・第30条）</p> <p>附則</p> <p>（代表者の選任等）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前条第1項の規定に基づき併合された措置要求について、審査を分離した場合及び他の措置要求の審査との併合を行った場合には、第1項に規定する措置要求の代表者は、その地位を失う。ただし、<u>審査を分離した場合において、なお、代表者のした措置要求と審査が併合されている他の措置要求の要求者がその代表者に関し異議を述べない</u>ときのその代表者については、この限りでない。</p> <p>（文書の送付）</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（補則）</p> <p>第30条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 雑則（第29条<u>―</u>第31条）</p> <p>附則</p> <p>（代表者の選任等）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前条第1項の規定に基づき併合された措置要求について、審査を分離した場合及び他の措置要求の審査との併合を行った場合には、第1項に規定する措置要求の代表者は、その地位を失う。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するとき</u>のその代表者については、この限りでない。</p> <p><u>（1） 審査を分離した場合において、なお代表者のした措置要求と審査が併合されている他の措置要求の要求者がその代表者に関し異議を述べないとき。</u></p> <p><u>（2） 他の措置要求の審査との併合を行った場合において、当該他の措置要求の要求者がその代表者に関し異議を述べないとき。</u></p> <p>（審査の費用）</p> <p><u>第29条 審査の費用は、次に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。</u></p> <p><u>（1） 人事委員会が職権で呼出しを行った証人の宿泊料、旅費及び日当</u></p> <p><u>（2） 人事委員会が職権で行った事案の調査、証拠調べ及びあっせんに関する費用</u></p> <p><u>（3） 人事委員会が文書の送付に要した費用</u></p> <p>（文書の送付）</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（補則）</p> <p>第31条 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の勤務条件に関する措置の要求に関する規則第29条の規定は、この規則の施行の日以後に行う調査、証拠調べ及びあっせんについて適用する。